

令和3年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和3年3月4日（木曜日）午後1時46分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

黒須俊隆	委員長	田辺正弘	副委員長
土屋忠和	委員	上代和利	委員
小倉利昭	委員	蛭田公二郎	委員

出席説明員

税務課長	酒井 総	税務課副課長	鈴木正典
税務課主査 兼市民税班長	増村弘貴	税務課主査 兼滞納整理班長	齋藤英樹
参事（総務課長事務 取扱）	堀江和彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	古内晃浩
総務課主査 兼行政班長	齊藤康弘	総務課主査 兼人事班長	子安浩司
財政課副課長	森川裕之	財政課副主幹 兼財政班長	茂田栄治

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	副主幹	花沢 充
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

・陳情第2号 増税をするのに、歳出削減効果のある、入札監視委員会を設置しないのは、

あんまりなので、設置してもらうための陳情

・陳情第3号 ケチな市職員が5円かかるため拒否、犯罪、事件3件の防止のための職員全員が、高齢者に責任ある確認 電話と名前と名刺代についての陳情

(2) 付託議案の審査

・議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

・議案第20号 大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

・議案第26号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・議案第29号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について

・議案第32号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（田辺正弘副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時46分）

◎委員長挨拶

○副委員長（田辺正弘副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） コロナの関係で座ったまま失礼いたします。

皆様、ご苦労さまです。

本日、当常任委員会で協議する内容は陳情が2件、議案が5件となります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○副委員長（田辺正弘副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 本日、傍聴の希望者はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 傍聴者がいないということなので、次に進めさせていただきます。

本日の出席委員は6名でございます。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第2号 増税をするのに、歳入削減効果のある、入札監視委員会を設置しないのは、あんまりなので、設置してもらうための陳情

○委員長（黒須俊隆委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情第2号 増税をするのに、歳出削減効果のある、入札監視委員会を設置しないのは、あんまりなので、設置してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

○小倉利昭委員 入札監視委員会ですが、陳情者の趣旨は理解できますが、監視委員会に関係なく、現在の入札方法は予定価格が適正な予定価格を発注側が決定をして、それに対して入札参加しているわけですけれども、その落札率を下げても歳出を抑えるという、その歳出削減というのは非常にいいことなんですけれども、必ずしも落札率が低くする、そのことがよろしいかどうかというのは、それはそうではないと私は思います。やはり各業者が入念に積算をして金額を設定して応札するわけだと思えるので、100パーセントに近いものが仮にあったとしても、予定価格に対しても、それは妥当だと思います。ですので、現時点での監視委員会の設置は特に必要ないのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今お話が小倉委員からありましたように、落札率が低ければ必ずしもそれだけではないというのは、それはそう思うんですね。そういう点では今回の陳情というのは、主な目的というのが落札を低くというのがあるんですけども、陳情の中にあるように、場合によっては最低価格、業者の低ければいいというんじゃないでなくて、条件によっては最低価格を引き上げたりなんかもしているし、それから、付属工事は発生するというふうなことになることも困るということで当然あるわけですけれども、そういった中で、生駒市の私も見たら、これまでの間に不良工事が増加するというようなことも見当たらず、よい公共工事が行われているというふうに、この何年間の総括の中で言っているんですね。そういった意味では、落札率が低ければいいというだけではないと思うんですね。

最低の落札率の問題では、ここに陳情のところに平成18年から19年のときに95パーセント以上であったのが80パーセントなど、落ちていると。私ももう一度、この線、引いて見たんですけども、一気に下がったということじゃないんですね。徐々に徐々に下がっている。これはやはり生駒市の入札監視委員会が設置されてから、やっぱり努力して徐々に下がっているという結果ですね。ちなみに申し上げますと、平成15年の生駒市の落札率が94パーセント、16年は96パーセント、17年は95パーセント、平成17年までは95パーセント以上だったんですね。それが学識経験者などの三者委員会などいろいろ議論する中で、その18年、19年あたりから徐々に下がって、その90パーセントだったのが、18年には88パーセント、そして19年、20年とずっと70パーセント以上に下がって、19年が79パーセント、それから平成21年が77パーセント、こういうふうにやっぱり下がっていく効果が、これはもう明確に表れてい

ると。しかも先ほど言ったみたいに、落札率が低くだけじゃなくて、上質な工事についても保たれているという結果からすれば、生駒市を引き合いに出して、こういう入札監視委員会をつくることについては、結果がいい結果が出ているということで、私はこの陳情には賛成したいと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○上代和利委員 入札監視委員会、これにも一文があるんですけども、最初から歳出削減効果がありますと、冒頭あるんですけども、監視委員会の役割というのは、市が行う契約について適正に行われているかどうかについて確認とか監督することが目的だと思うんです。ですので、決して歳出削減に私は結びつくものではないんじゃないかというふうを感じるんですが。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

土屋委員。

○土屋忠和委員 今回、歳出削減ということで、まずもって入札制度の仕組みが物品を購入することであつたりとか、業務を委託するときであつたりとか、または構造物、建物、道路工事等、建設工事の場合であっても、入札予定価格を積算するが、その際は市場の価格として見積りを取ったり、千葉県で作成している積算基準というものを基に設計、積算をされていると思います。予定価格そのものが適正な金額ではないかなということで理解をしまして、さらに今回の目的である歳出削減のための効果、この手法に対しては、今回の陳情の入札監視委員会を設けるということは違うんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 副委員長、何かございますか。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 市執行部が我々議会からの指摘要項なども踏まえた上で、入札方法や入札参加資格について国や県の制度の見直し状況や過去の事例などを参考にして、公正、適切な入札発注に向けて努力していると思いますので、現状のままで私はいいと思いますので。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、最後に私から、一言申し上げますが、大体概ね蛭田委員と同じような意見でございますが、前回の同じ陳情者から若干内容は違いますが、近い趣旨の陳情が出たときに、担当課から資料等を出していただいて、それで継続審査にして、

その資料等を確認して、なんていうことをしたんですけれども、その中にこの数年間の中でも、例えば工事の競争入札の中で入札者があまり集まらなかった。おおむねそれぞれこういう工事では何件、こういう工事では何件という、その担当課の目標とする入札者を想定して制限をかけるわけですね。地域制限等で、これは市内の業者に任せようとか、これは県内の業者に任せようとか、これは制限なくしようとか。ところが、その思惑どおりにはなかなかならないで、一般競争入札であるから、たとえ1件しか、1人しか入札者がいなくても成立するみたいな、そういう案件もございました。そういうことから事後的に今回の例えば制限を、この地域要件がそれでよかったのかとか、そういうことを第三者の監視委員会の委員が自由な立場で意見を述べ合い、そして次の翌年の入札に活かしていくみたいな、そういうことがあっても私はいんじゃないのかなと、すごく思います。

もう一つ、安ければいいわけじゃないというのは、それは細かく分ければそのとおりだと思います。例えば労働者の賃金を法令以下にしてなんていったら、これは法律違反ですからね、問題外です。私もだからそういう法律違反とか、そういうのは問題外であるわけけれども、そういう法令にのっとって、また品質もちゃんと市の求める品質基準を満たしている中では、私は安ければ安いほどいいというふうな考えでございます。そのためには入札監視委員会は有効なものであるというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） さて、全員の委員の皆様から意見を伺いましたが、最後にどうしても言い忘れたとかございますか、大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、意見が出尽くしたようなので、次に討論ですが、希望者はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） お諮りします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

以上で、陳情第2号の審査を終わります。

◎陳情第3号 ケチな市職員が5円かかるため拒否、犯罪、事件3件の防止のため職員全員が、高齢者に責任ある確認 電話と名前と名刺代についての陳情

○委員長（黒須俊隆委員長） 次に、陳情第3号 ケチな市職員が5円かかるため拒否、犯罪、事件3件の防止のため職員全員が、高齢者に責任ある確認 電話と名前と名刺代についての陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 市の職員が対外的に対応する市民の皆さんとかに対して、絶対に名刺を出さないということはないと思うんですよね。ときと場合によって出すんですけれども、ただ、市役所業務として、特に窓口などではおびたしい数の人と面談をするわけで、そのたびごとに名刺出さなくていいようにプレート掲げて所属と名前書いていますよね。これは全国的にも大体そういう形でやっていると思うんですよね。全国でやっているからいいじゃないかということじゃないんだけど、全国でやっている、そういうようなやり方というのは、やっぱり市役所職員が会うたびごとに一人ひとり、例えば窓口でみんな名刺出すということにはならないと思うんですよ。ただ、例えば市役所の職員がどこだかに訪問に行ったときなんかは、きっと名刺出しますよね。だから出さないということではないし、求められたときに絶対に出不いかどうかということもあるんだけど。

ただ、気になるのはこの陳情者が言っている、その犯罪事件などと結びつけて責任ある確認のためとか、むしろこういうふうになると、あなたがどんなことをやっているのか確認したときに名刺をくださいとなると、それはむしろどうなのかなというふうに、その職員の人権とかいろいろ考えると、そういうことに結びつけていると、それはむしろ一般的に名刺をなぜ出さないのかということとはちょっと違うと思って、その点についてはむしろ懸念があって、賛成できないですね。陳情者は一般的にあちらこちらに行ったときに、どこでも名刺出すじゃないかということと、市役所の職員になれば一般的には名刺を出さないで、その代わりプレートをやっているということで、やっぱり市役所職員が名刺出さないことというの

は、ただ単にケチとか、あるいは犯罪の責任を逃れるためということでは決してないので、そういうことでもし考えられているんだとしたら、そういう趣旨にはちょっと賛同できないなということでもあります。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○小倉利昭委員 委員長、局長に質問してよろしいですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○小倉利昭委員 局長、市の職員はご自分の名刺を皆さんは持っていますか。ない方もいますか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 局長、どうぞ。

○岡部一男議会事務局長 名刺については個人がお金を出して作っております。ですから、作っている方もおりますし、作らない方もいらっしゃる、それが現状でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○小倉利昭委員 じゃ、それは決して強制して名刺を持ちなさいということはないんですね。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○岡部一男議会事務局長 決してそのような強制的なものではございません。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小倉利昭委員 先ほど陳情説明をしていただきましたけれども、蛭田委員の先ほどの御意見と同じで、まず名刺をくれないことと、くれないから事件と結びつけようというように私は理解しましたけれども、それは名刺と事件が起きたというのはつながらないんじゃないかなというふうに、まず思いました。しかも今聞いたように、名刺のない職員にくれと言っても、これはないわけだし、通常一般的に考えて、市民の皆さんが例えば役所に来て、窓口で何か尋ね事をしたり、用を足しているときに、職員に名刺をくれよということあまりしないのかなど。あなた誰、あなたのお名前なんですかとなることも名札でわかっている。今後連絡をとりたければ電話番号は書くだろうし、そのくらいのこととかはホームページを見て調べたりもする。ですので、何かこの陳情3号は陳情者の意図といたしますか、趣旨が私はいまいち理解できなくて、ちょっと賛成できないなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○土屋忠和委員 私からは、ケチな市職員が5円がかかるために名刺を陳情者に手渡さなかったということが陳情者の不服になり、それが原因だと思われます。まずこの陳情書面を一斉に職員の皆さんが目を今回通していると思いますので、これからの職員の対応がどうなるのかということで、職員が今気づきを得たんじゃないかと思いますので、これからの行政側の判断にお任せしたいと思います。よって、私のほうは賛同いたしません。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○上代和利委員 私も同じなんですけれども、この今回の件は話の整合性というか、その事件と名刺との結びつき、本当に蛭田さんとか小倉さんと一緒なんですけれども、その真意というのがちょっと分からなかったんですね。なぜそこで名刺を出すのか、本当に市役所はもう本当にネームプレートがあるわけですので、分からなければそれを書いていけばいいわけですから、その事件とこれとの整合性がちょっと分かりません。ですので、私もこれは反対をさせていただきます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 副委員長、何かございますか。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 特にはありませんけれども、陳情の文面に「ケチな職員」という言葉を使うのはいかがなものかなという、私は疑問を持っているだけです。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆さんから意見を伺いまして、私は皆様と似たような意見がございますが、「ケチな市職員」じゃなくて「ケチな市」の間違いですよ。名刺代も出さないということですからね。特に管理職等は名刺は必ず持っていると思いますのでね。名刺代を含んだ経費は払っているんだと市長がもしかしたら胸を張るかもしれないけれども、おそらく胸は張っていないと思います。名刺代はけちっているんだと思いますので、ちょっと「ケチな市職員」じゃなくて「ケチな市長が5円かかるから」、そういうふうになっていれば私も賛成してもいいかなという内容なんですけど、実は私ももう10年以上前ですけども、犯罪に巻き込まれまして、女房の出産育児一時金ですか、これを本市の職員が着用したという、着用した後、ばれそうになって、私のうちに来て、その振込みが何か遅れるとか、ちょっともうその記憶が定かでないんですけども、その証拠を隠滅というか、先送りみたいな、そういう手段でわざわざ朝早く来て、職員で、それ「はい、はい、いいですよ、次回なんです」みたいな話で終わっちゃったんですけども、この名刺もらっておきやよかったなど。幾らでもあって、私は思うんですけども、はっきり言って例えば議会事務局で名前はなく

て、その電話番号だけ書いてある、そういう名刺、汎用型名刺で、しかも名刺みたいなのではなくてコピー用紙なんかと同じでぺらぺらのやつを大量に印刷しておいて、それにその名刺くれと言った人には名前をそのままびゅびゅびゅと書くとか、あとは自分の判こをぼんと押す程度で、その名前はもちろん個人の名前だけれども、これは市職員であるんだから公の職員ですよ。それに対して、住所、電話番号、課の名前なんていうのは全く個人情報ではないわけですから、そういうものを「ケチな市長」がそのくらいは予算をつけていただいて、みんなが持っていれば、先ほど土屋委員がおっしゃったような、もう少しサービス精神のあふれるとか、もしくは危機管理上、変な人が来ても、きちんと対応できるとか、いろんな面でいいんじゃないのかな、なんていうことも思いながら、皆様の貴重な意見を伺っておりました。

皆様、何か最後にご意見等大丈夫ですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、次に討論ですが、希望者はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） お諮りいたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成なし。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

以上で、陳情第3号の審査を終わります。

ちょうど40分たちましたけれども、休憩等大丈夫ですか。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

◎議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、引き続き付託議案の審査を行います。

議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

(「ちょっと休憩をいただきたいんですけれども」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) そうですか、じゃ、5分間トイレ休憩といたしますので、よろしくお願ひいたします。

(午後 2時10分)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、再開いたします。

(午後 2時12分)

○委員長(黒須俊隆委員長) これより付託議案の審査を行います。

議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○委員長(黒須俊隆委員長) 税務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案についての審査を行います。

時間の関係もございますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第18号の説明をお願いいたします。

課長。

○酒井 総税務課長 それでは、職員を紹介します。

市民税班長の増村です。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 増村です。よろしくお願ひします。

○酒井 総税務課長 副課長の鈴木です。

○鈴木正典税務課副課長 鈴木です。よろしくお願ひします。

○酒井 総税務課長 滞納整理班長の齋藤です。

○齋藤英樹税務課主査兼滞納整理班長 齋藤です。よろしくお願ひします。

○酒井 総税務課長 税務課長の酒井です。よろしくお願ひします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに1、改正の趣旨でございますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の改正により、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引上げられました。このことにより国民健康保険税の負担水準について不利益等が生じない措置として、地方税法施行令の一部改正が行われたため、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、この個人所得課税の改正により、給与所得者などが収入が変わらなければ、所得税などの税負担は増加しませんが、国民健康保険税の軽減措置の判定に用いられる所得が10万円増加することから、これまで軽減措置の対象となっていた世帯が対象とならなくなる場合がございます。そのため国民健康保険税において不利益等が生じないよう、軽減判定の基準額を引き上げようとするものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、国民健康保険税は前年の世帯合計所得により課税され、前年所得合計が一定額以下の場合には均等割額と平等割額が7割、5割、2割それぞれ軽減する措置がございます。

下の軽減判定基準と書いた表をご覧くださいと思います。

今回の改正は基礎控除相当分の基準額を現行33万円から10万円増の43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることで、負担水準の不利益が生じないようにするなど所要の改正を行うものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。

3、施行日でございますが、公布の日から施行し、令和3年度分から適用するものでございます。

さらに、本改正に関わる周知でございますが、本案が可決されましたら、市広報、ホームページのほか納税通知書にチラシを同封して周知する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明のありました議案第18号の内容について、委員の皆様からご質問等があればお願いします。

特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 私から少し、この国の10万円基礎控除引上げというのは、これは何のために行ったんですかね。そもそもこれがどういう意味を持つのか、もし課長分かれ

ばお尋ねしたいんですが。

どうぞ。

○酒井 総務課長 これは個人所得課税の見直しというのは、要はフリーランスの方ですか、非正規の方とか、要はサラリーマンでない方も増えているということで、そういう方に対して給与所得控除が有利、——有利と言ったらあれですけども、そういう人たちに対して基礎控除額を引き上げて税負担を軽減するというような改正が行われております。それに関係して控除が引き下げられているんですけども、基礎控除が上がっているんで、給与所得者の方々とか年金の方はプラスマイナスゼロなんですけど、先ほど申した自営業ですとかフリーランスの方というのは基礎控除が増えた分、税の軽減になっているという実態がございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長、ありがとうございました。

それでは、税務課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（税務課 退室）

◎議案第20号 大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第26号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第29号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について

○委員長（黒須俊隆委員長） 続きまして、議案第20号 大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第29号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もございますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第20号、26号及び29号の説明をお願いいたします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） では、先に職員紹介をさせていただきます。

まず、総務課副課長の古内でございます。選挙管理委員会の書記長も兼ねております。

○古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしくをお願いいたします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） それで、行政班長の齊藤でございます。

○齊藤康弘総務課主査兼行政班長 よろしくお願ひします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 人事班長の子安でございます。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 子安です。よろしくお願ひします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 最後に、課長の堀江です。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議案の内容を説明させていただきます。

さきのお配りいたしました議案説明資料に沿って説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案第20号でございますけれども、大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の内容といたしましては、行財政改革、働き方改革を推進する観点から、現在、国が進めております自治体業務システムの標準化への対応ですとか、本市が今現在有しております市内業務システムの連携、効率化への対応など、国においてもデジタル庁が本年9月から設置されるという流れの中で、革新化が進んでおりますA I、人工知能ですとか、いわゆるR P A、事業のプロセス自動化技術、そういった機能が進展しておりますので、これに伴い対応していくことと、行政効率を上げると、情報化と行政効率を上げること等を目的に、現在、企画政策課が所管しております情報管理に関する事務、班で言いますと情報管理班ということですがけれども、これを総務課に統合いたしまして、総務課の中に情報政策といわゆる行財政改革を一体とした事務を行うという内容の課設置条例の内容改正でございます。

続いて、議案第26号です。本案につきましては、大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてとなっております。内容といたしましては、昨年11月第3回臨時会におきまして議決されました、我々一般職の職員の期末手当と会計年度任用職員の期末手当の支給率を同等にしようとするものでありまして、現在、令和3年度におきましては、会計年度任用職員に限って2.6月となっておりますので、一般職並みに2.55に引き下げようとするものでございます。

続きまして、議案第29号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議についてでございます。

本案につきましては、内容を先に説明させていただきますと、山武郡市内広域行政組合構成市町で共同で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきます基幹相談支援センターというものを共同設置したいということで、構成市町が行政組合共同設置するためには、構成市町でのそれぞれの市町での行政組合の規約の変更についての議会の同意が必要であるということから、議案として提案したものでございます。

以上で議案3本の説明を終わらせていただきます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明のありました議案20号、26号及び29号の内容について質問等があれば、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○蛭田公二郎委員 一括して質問させていただきます。

まず、議案20号ですけれども、今、企画政策課にある班を総務課に移行し、そしてさらに総務課にもう一つ班がつけられるということになりますね。そうすると、今の企画政策課2班あるうちの1班になってしまって、総務課が班が3つということで、企画政策課が2つしかないのが1つになると、しかしそれはそれで課としては維持をし、その人的には4月の異動で人事配置をするということなのかどうか、それを確認したいと思います。

それから、議案第26号ですけれども、これは今年の4月から会計年度任用職員がスタートしますよね。私もともと一般職員の給与削減にも反対したんですね。自ずと会計年度についても賛成できないんですが、もともとどれくらいの会計年度任用職員が配置されたんだということを改めて聞いたことなかったんで、この機会に正確な数字が分からなくても結構ですから、以前にお伺いしたときは、病院だとか、学校だとか、全部含めた本市の職員が正規職員が500人ちょっといて、それから非正規、それから臨時職員合わせて300人はいない、二百数十人いたと思うんですよね。それらのうち会計年度任用職員に、これは通年で採用されている人もいるかもしれないんですけれども、基本的には今、臨時職員とか非常勤職員というふうに名称される職員はいなくて、皆大体会計年度任用職員に振り替えられた。今、会計年度任用職員のうちフルタイムの会計年度任用職員というのが、これ質問の1つなんですけれども、何人ぐらいいて、今回その期末手当に該当するのは、それらの人数、職員全体がそっくりそのまま期末手当をもらっている人なのかどうか。つまり削減されれば、それらの全員が該当するのかどうかということですね。

それと、これはちょっと私分らないんで質問なんですけれども、会計年度任用職員というのは基本的には1年ということでの任用で、今までみたいに半年ごとの任用とか、そういうのはなくて、みんな会計年度任用職員、全部が1年単位での任用なのかどうか、その点ちょっと確認しておきたい。

それから、議案第29号についても、これは法律的にはだいぶ前に制定されていて、平成17年から給付になるという、全国かなりのところでこういう相談センター、基幹相談支援センターというのが設置されていると思うんですけれども、今回単独の自治体じゃなくて、広域行政でこれをやろうということになるということなんですけれども、その場合に人的なもの、あるいは財政的なもの、このへんがどういうふうになるのか説明いただきたいと思います。例えば人的には今より新たに相談センターとか、あるいは専門員とかというのを新たに増やしたり、設置したりということになれば、本市から派遣したりというような、そういう職員は出てくるのかどうかですね。そういうこと。

それから、こういうことが行政組合でやりますよ、やるとなりましたよということについての周知をこれからどのようにするのか。これは必ずしも4月からスタートするということじゃなくて、その3にあるように、施行日は千葉県知事の許可があった日からなんですけれども、その許可のあった日というのは、これから申請をして、そしてその許可を得ると。そのへんのスケジュール的なものというのは、これからどんなふうに見通しがあるのかということですね、それについて説明いただきたいと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ、課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） じゃ、順次、まず20号でございますが、ご案内のとおり、現在、企画政策課が所管しております情報管理に関する事務が総務課に移ってまいりますので、先ほど申し上げましたとおり、情報管理班というのが総務課に引き継がれると。総務課につきましては、行政班、人事班、それから情報管理班改めたその班、いわゆる行革と一緒にしたチームということで、3つの班が設置される予定でございます。

続いて、26号の質問でございますが、会計年度でございます。

現状、最新のデータで申し上げますと、まず会計年度任用職員といいますのは1会計年度、つまり4月から3月を1会計年度と呼んでいますけれども、その会計年度内で雇う職員という意味でございまして、状況によっては6月に採用して3月まで、8月に採用して3月までといった場合もあり得るのですが、一般的には4月、3月、これにつきましても、内容がちょっと複雑なんですけど、フルタイムとパートというふうに分かれていまして、その全体で現

在、任用しておりますのが300名でございます。そのうちフルタイムにつきましては42名、これは一般会計、病院、ガス、国保ですとか、介護ですとか、市民課、そういったところ全部含めまして、300名のうちフルタイムは42名というふうになっております。

期末手当の話なんですけど、これもまた制度上、任用期間が6か月を超える者であること、なおかつ週の労働時間がパートタイムでも支給されるんですが、15時間30分以上と、週62時間以上の労働を予定して雇用した者というふうに規定されております。その影響額がお示ししたとおりの金額でございます。

それから、最後に29号のスケジュールの話も出ておりますが、まず行政組合で共同設置する、この基幹相談支援センターでの人員の話なんですけれども、これ法令上予定されていましてのは相談支援専門員、いわゆるケアマネジャーと言われる資格の方、それから社会福祉士、精神保健福祉士、保健師といったような方が常駐することが想定はされておりますが、それを、直接雇用してこれからやっていくのかというのは、なかなか難しいところなので、今話向きとしましては、行政組合のほうで郡内の事業所に業務委託をする予定だというふうに聞いております。

スケジュールの話に戻りますと、まず今ここで議案として提案させていただきますが、議会の各市町の同意がされた後で、行政組合がそれをもって知事に申請いたします。知事から認可を得ますと業務開始となりますので、そこから業者選定等々という流れになるかと思えます。ですから、その業者選定がどのぐらいかかるかというのは、ちょっとここでは申し上げられませんので、秋以降に業者が決まるのかなど。実質的には活動はもうその先ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○蛭田公二郎委員 会計年度任用職員が全体で300人いるということで、これ予想以上に多かったなと思ったんですけども、そのうちフルタイムが42名ということで、このフルタイムなのか、あるいはパートタイムなのかということがとても問題で議論されたんですけども、言っていたことがあったんですけど、フルタイムでなければ期末手当の支払いの対象にはならないというようなこともあって、先ほど言いました15時間30分ですか、これをちょっとでも切れれば、これフルタイムでなくなってしまうわけで、そういう処遇のために財政的な抑制のためにフルタイムを抑制するというようなことがあってはいけないということを、これは総務省なんかも言っているんですけども、そのようなことがないかどうかということを改め

てお伺いしたいのと。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 会計年度のパートタイム職員の関係でご質問いただきましたけれども、これパートタイムにつきましては、職場職場によって意図的に期末手当を支給したくないために、いわゆる勤務時間を制限しているといったようなことは基本的にはございません。パートタイムが多くなってしまうのは、今働き方改革、それから女性の雇用、社会進出といった流れと逆行するんですが、扶養の範囲内でとか、子どもの保育園、幼稚園の送り迎え、学校から帰ってきた時にいてあげたいというようなことで、雇用される側の要望も踏まえた中で、要はフルタイムで募集しても来ない。パートタイムで、じゃ1日1人工を二人に分けるとか、そういったような雇用もあります。例えば病院のパート看護師については、午前中だけの外来だけでやっていらっしゃる方とか、逆に午後の外来だけとやっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、また、予防接種事業等については、その予防接種する2時間だけの間だけ来ていただく看護師、保健師という方もいらっしゃいます。また、介護認定に関係します認定調査員などは、民間事業所とかけ持ち、ダブルワークしちゃっている方もいらっしゃいます。そういった事情もありますので、パートタイムの会計年度任用職員のほうが多くなっているという状況とご理解いただければと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちょっと関連してなんですけれども、そのフルタイムの42名でパートが258名と、その258名のうちボーナス支給対象者は何人いるんですか、パートの中に。
はい。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 正確な数字は、これ各課の予算でやっていますので、把握できないんですけれども、大方7割から7割5分くらいというふうに把握しております。これは現状でございまして、新年度については、またどういう雇用になるかによって、またその人数は変わってきます。今の実態としてご理解いただければと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） その140万の影響額の試算ということでは、そのフルタイム何人でパート何人というふうに、一応試算のための人数というのはあるんだと思うんですけれども、何人で試算したんですか。そうすると、その影響額をその人数で割ると1人当たり幾らというのが出ると思うんだけれども。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 こちらの影響額につきましては、まず全会計で全体としての金額が7,400万円見込んでおりました。そのうち人数につきましては、そのうちの全人数

が320名、こちらが会計年度任用職員の人数として予算ベースで320名を予定しておりまして、そのうち期末手当の対象となる者が217名ということで算出しています。

以上です。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 補足しますと、今の217というのは令和3年度の予算ベースの数字、320という数字を申し上げましたけれども、フルタイムは全員間違いなく期末手当の対象になりますので、差引き200名近くがパートですけれども、期末手当の支給対象にはなると。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 平均ですと、約全体の平均で34万5,000円、1人当たり出る計算となります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） それで1人当たり幾ら出るのか。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 約6,000円、7,000円程度です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 7,000円ぐらい。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） フルタイムの方は1万幾らで、パートの人は四、五千円とか、時間によって、イメージ的にはそんな感じですね。分かりました。

ほかに委員の皆様から質問等。

はい、どうぞ。

○小倉利昭委員 議案20号を伺います。

企画政策課の事務を総務課のほうに移すということでありまして、改正の趣旨で、その業務システムの連携、効率化の対応とうたっていますけれども、ほかの課で同じようにこちらでやっている業務もこちらへというの、何かそういうふうに移行したりというふうな、ほかにはないんですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） ちょっと説明がすみません、端折ってしまったかもしれないんですが、それぞれの課で業務システムというのは持っています。ある課の業務システムについては、例えばマイナンバーに関するシステムだったり、そうでなかったり、いわゆるスタンダード、要するに連携がかかっていないものというのがあります。ただ、国はこれから全国の自治体ばらばらのシステムでやっている、例えば今回の新型コロナワクチン接種についても、自治体間で違うシステムをやっていると不都合があるということで、統

一化を図ろうということが国のほうでは進められていまして、国の指導によって、例えば何々課の使っている業務システムを標準化しようとした場合には、担当課だけじゃなくて、このいわゆる新しくできたチームも中心になって調整しながら変えていこうと、そういうのが狙いでございます。それによってスムーズに移行ですとか切替え、業務の効率化につながるだろうということで、こうした対応をさせていただくものでございます。

ですから、ここの班が総務課の情報政策の担当が全ての課のシステムを全て掌握すると、そういうわけではないです。

○小倉利昭委員 ありがとうございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長、具体的に今現状、企画課の何班と何班が何人、何人で、総務課の人事班何人、行政班何人というのが、新年度、今度何人、何人になるのか、それは出ているんですか。

はい、どうぞ。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） ただいま企画政策課の情報管理班は班長が副課長を兼務しておりますので、班員は4名です。その4名が総務課に切り替わるというイメージで考えております。

人員配置につきましては、人事異動等々がありますので、今現在では何人、何人ということとは申し上げることができません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

ほかに、委員の皆様、質疑等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） よろしいですか。

それでは、総務課の皆様、ご苦労さまでした。退席して結構でございます。

課長、ちょっとついでに危機管理上のことをききたいんですけども、もし名刺をよこせと駄々をこねる人なんかが来た場合に、危機管理上、総務課が何か対応するものってあるんですか。マニュアルとかあって、そういう場合は名刺を渡すようにとか、例えば名札を書かせるようにとか、何かそういう危機管理上のマニュアルというものはあるんですか。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 危機管理というよりも、接遇の中で我々名札をつけることを服務上、励行させていますので、まずこれを確認していただきたいと。カウンターの内側に職員じゃない者がいるということは、五分五分ないという前提でそういうお話をして

います。

マニュアルの話なんですけれども、いわゆる名刺を渡すことは我々義務ではないので、強要されれば不当要求に該当すると思いますので、不当要求に対する対応マニュアルというものはつくられております。

○委員長（黒須俊隆委員長） 例えば、ガス課だとか、人の家の中に入ってくるわけじゃないですか。だから名刺をよこせ、もしくは、じゃ名前を写させろと言ったときはどういうふうに対応をすることになるのですか。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 基本的には身分証明書を提示するようにしていると思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） 特にマニュアルがあるわけではないんですか。例えば名前を写すんだったら、ある程度1秒で写せるわけじゃないから、その名札を見てその人が書き写すとか、そのくらいのそういう対応をしないとイケないじゃないですか。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 市の職員がそれぞれの市民のお宅に伺うときは、多分名札を着用していると思います。家の中まで入って、今ガスという話ですけれども、そういった家屋評価もそうですけれども、そういったときには多分身分証明書を提示していると思います。そこで名刺をよこせと言われた場合どうするかというのは、正直義務もありませんし、その場で名刺を持っていない職員もいると思いますので、臨機応変ということしかないと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） それで、先ほど陳情でいろいろ議論があったんだけど、市もお金を出していないし、名刺を作るお金ももらっていないんだから、当然持っていない職員がいるのは当然なんだから、何らかの対応が必要ではないかと、そんな意見がございました。それだけです。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） メモ用紙を渡すとか。

○委員長（黒須俊隆委員長） そう、僕はそれでいいと思います。例えば総務課で名前が全くなくて、その総務課の電話番号が書いてあるとか、もしくは代表電話が書いてある、そういう汎用ペラペラ名刺みたいなのを課に置いておいて、例えば何の関係もない人に名刺をよこせ、よこせというのは、それは駄目だろうと思うけれども、何らかの行政事務を対応することになった人が、その名刺くださいといったら、そこで堀江何がしという判こでも、ぽんとその場でおして、「はい、どうぞ」と渡せば簡単じゃないのかなと私は個人的には意見として思っています。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） それは市民の要求に合わせて、そこは臨機応変に対応せざるを得ないと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） 陳情で一応出ちゃったからね。そういう意味で、もっと市が対応マニュアルとかあって、きちんと市民に説明できるほうがいいのかなと、ちょっと思ったんだけど、ちなみにそういうようなもめ事は基本的にはないですか。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） ないというか、聞いてはいないですね。名刺を出す出さないのトラブルというのは、ごくごくまれな例です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました、ありがとうございました。

（総務課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 1時間以上過ぎましたが、皆さん、さっき休憩したからいいのか。大丈夫ですか、トイレ休憩とか大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎議案第32号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、引き続き、議案第32号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もございますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、副課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第32号の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○森川裕之財政課副課長 財政課でございます。

皆様から向かって右手、財政を担当しております茂田副主幹でございます。

○茂田栄治財政課副主幹兼財政班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課副課長　そして私、財政課副課長の森川でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、3月補正予算案についてご説明いたします。

3月補正予算案の概要1ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに、議案第32号　一般会計補正予算でございますが、既定予算に1億9,120万円追加し、予算総額を208億8,524万1,000円にしようとするものでございます。

今回、国の第三次補正予算の成立を受けまして、緊急事態宣言下で今取り組むべきものとして、大項目の1のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に関わる補正予算を認定したところでございます。

その内容でございますけれども、(1) 自主防災組織感染症対策補助事業820万円を追加計上いたします。いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症でございますが、災害発生時に指定避難場所の過密を避けるため、やむを得ず地域の公民館等を拠点とした分散避難や在宅避難が必要となる場合が想定されますことから、感染症対策などの防災物資を整備する自主防災組織に対して、上限20万円の補助金を交付するものでございます。

財源は2ページ、大項目2番、その他の(1) 地方創生臨時交付金となります。

1ページにお戻りください。

次に、(2) 小・中学校保健特別対策事業1,000万円の追加でございます。

本事業につきましては、各学校の感染症対策、児童・生徒の学習を保障するための取組、教職員の研修に要する経費など、学校教育活動の円滑な運営を支援するために行う国の補助事業でございます。昨年1月補正でも国の補助金を見込んで2,500万円の事業費を計上しておりますが、国からの追加交付が示されましたので、さらに1,000万円を追加し、小・中学校において感染症対策に必要な衛生用品や学習教材備品の購入のほか、今年度整備しましたタブレットパソコンを授業やオンライン学習などで活用するための教職員向け研修を実施いたします。

財源は2ページの大項目の2、その他の(2) 学校保健特別対策事業補助金の500万円と一般財源500万円となります。

再び1ページをお願いいたします。

次に、(3) 投票所等感染防止対策事業800万円の追加でございます。

投票所は19か所ございますが、感染防止対策及び開票作業の時間短縮による感染機会の軽

減を図るための消耗品及び備品購入を行うものでございます。

財源は全額が地方創生臨時交付金でございます。

2ページをご覧ください。

(4) 庁舎等感染防止対策事業500万円の追加でございます。

庁舎等における感染機会の軽減を図るための消耗品や備品購入を行うとともに、新型コロナワクチンの接種会場として、保健文化センターが予定されておりますことから、庁舎敷地内で円滑な交通誘導を行えるよう、駐車区画線の整備費用を計上いたしました。

財源は全額が地方創生臨時交付金でございます。

次に、(5) 大網病院経営支援金1億6,000万円の追加でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少している大網病院に対して、持続可能な地域医療を確保する観点から、経営支援金を支出いたします。

財源は地方創生臨時交付金1億5,000万円と一般財源1,000万円でございます。

その下の繰越明許費の設定でございますけれども、(5)の大網病院経営支援金を除いた下記の5事業につきましては、執行が令和3年度にわたることから、繰越明許費を設定いたします。

さらに、その下の債務負担行為の設定でございますが、市営サッカー場の管理運営業務については、指定管理とする計画でございますが、5年間の業務委託とすることから、期間を令和3年度から令和7年度とする総額1,000万円の債務負担を設定いたします。

次に、大項目の2、その他歳入でございます。

(1) 地方創生臨時交付金につきましては、1億7,120万円を増額するもので、補正後の予算額は8億1,238万円となります。

(2) 学校保健特別対策事業補助金につきましては、500万円を増額するもので、補正後の予算額は1,750万円となります。

このほか財源調整として資料に記載ございませんけれども、財政調整基金繰入金を1,500万円追加しております。

以上でございます。お願いします。

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、委員の皆様から質問等があればお願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 この間もちょっとお伺いしたんですけれども、2の地方創生臨時交付金、これの余りは翌年度、これは翌年度ということは当初予算に入るのか、じゃなくてまた補

正でやるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

金額的には約3,500万円ぐらいだと思うんですね。2億600万円ですよね、本市に来るのね。その点ちょっと確認したいと思います。

それから、債務負担行為の設定で今日ちょっと議論になったところなんですけれども、ここはこの今回の補正7番、債務負担行為の設定についても後にするという事なんですけれども、ここで確認したからといって、議案の第26号でしたっけ、28号で、そこで仮にその議案が否決された場合には、この補正があるからといって、必ずしも拘束されるものではないと、別物だということでありましたけれども、それはそういうことでいいのか、改めて確認したいと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○茂田栄治財政課副主幹兼財政班長 地方創生臨時交付金につきましては、本市に配分されたのは三次補正分で2億5,000万円ほど、限度額として示されてございます。今回、1億7,120万円を補正予算で計上いたしますので、残りの7,964万4,000円、こちらにつきましては、来年度に入ってから補正予算で、各種コロナ対策事業等で計上する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○森川裕之財政課副課長 先ほどご質問ございました債務負担行為でございますけれども、本会議でも申し上げたとおり、関連議案ではございますが、別議案となっております。そのところをご理解いただきたいのが1つでございます。

それと、28号議案のほうで否決という形になった場合には、今回32号で債務負担入れさせていただきますいておりますが、これは凍結となるものでございます。逆もしかりでございます。今回は32号が否決となれば、当然予算の裏づけがございませんので、28号が万が一可決になった際にも、予算の裏づけがないということで、こちらも否決という形になろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○小倉利昭委員 3番の投票所等感染防止対策800万ですか、これって今回の千葉県知事選挙

に関してということですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 副課長。

○森川裕之財政課副課長 一部消耗品等は知事選のほうには間に合うのかなと思いますが、この中に備品購入等がございまして、そちらは間に合わないので、最速で衆議院議員選挙で利用できるのではないかなと思っております。

○委員長（黒須俊隆委員長） 具体的にこれ800万、結構な額ですけども、何なんですか。どうぞ。

○森川裕之財政課副課長 私どものほうで把握しておりますのは、まずは投票用紙の自動交付機でございます。投票用紙を手渡しでやらずに機械のほうで紙を出し、男女の整理ができるというものだそうですけれども、これを各投票所に1台ずつ配備したいということと、それから開票所の計数機も新たに購入をしたいと考えているようでして、これにより開票作業も時間短縮が図れるということで説明を受けております。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、私から1つ聞きますけれども、小学校の保健特別対策事業の備品というのは結構な、特に小学校は500万となっていますけれども、中学校と合わせると700万ですか、1,000万のうち700万なんで、具体的にこの予算書を見ても、教育活動継続支援と書いてあるんですけども、これは何を指しているのか、お答えいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

○茂田栄治財政課副主幹兼財政班長 備品購入につきましては、各学校それぞれ需要が異なっているということで、各学校で必要なものを取りそろえるということになってはいますが、細かいことをちょっと申し上げますと、顔認証しながら検温する機械とか、あと本当に冷蔵庫だとか、あと授業で使うようなCDラジオですとか、空気清浄機、中にはちょっと季節的には外れてはいますけれども、ストーブの買換えだとか、そういったところもございまして。また、ホワイトボードですとか、学習用の顕微鏡だとか、そういった各学校で必要なもの、学習機材とコロナ対策と両方ちょっと交えた中で必要なものを購入していただくということになってございます。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） あと、それから4番の庁舎等の感染防止対策事業の何か交通誘導を行えるように駐車区画の整備事業、これ具体的にどんなふうなイメージになるんですか。

はい、どうぞ。

○茂田栄治財政課副主幹兼財政班長 今回コロナワクチンの接種の会場の一つとしまして、本市の保健センターが入っております。これまで確定申告ですとか、特定健診だとか、かなりの台数が車が止まったときに、交通誘導が非常に難しかったということと、今現在、ちょっと白線がだいぶ消えているところがございます。白線がない部分に止められる方もちょっといらっしゃったということもございます。今回のコロナワクチンの予防接種の会場ということを受けまして、白線をまずきれいに引こうと。それと一方通行でなるべく出せるような状態であればということで、庁舎の東側になるんですけれども、そちらには矢印を引きながら、狭い間ですけれども、時計回りに回れるようだとか、そういった形で出入り口に矢印を引いてみようかと、そういったところも検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 前から提案しているんですけれども、財政課に。例えば塀際だとかに車止めつけたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、この車止めがないからおっかなびっくりで、ぴっぴとバックして入るだけけれども、この車止め、昔はあった場所もあるんですよ。この15年ぐらい前はね。正面玄関出て千葉銀のATMのちょっと先のあたりとか、車止めあったと思うんですよ。車止め何でなくなっちゃったのかなとときどき思うんですけれども、車止めとかあると、かなりスムーズにいくんじゃないかなと。だから特に塀際なんていうのは、どこまでバックすればいいのかが分からないからね。車止めなんていうのはぜひこういう駐車場整備に合わせて、もしできるんだったら、お金が足りなかったらしようがないですけれども、もしお金が余るようだったら、区画線整備費の中からぜひ流用してやっていただければなということを思っています。

あと最後に、債務負担行為の設定、先ほど岡田議員の質問で問題になったんですけれども、指定管理者を受けることが選定委員会の中で決定したのに、まだ議会で決定していないけれども、その会社の所在地の住所というか、登記簿が会社、もしくはその代表取締役の方になっていないと、最近代わったと、2月18日時点で代わったみたいな話で、もしかしたら異動しちゃったんじゃないかと。そういう意味で、会社の所在がない幽霊会社になってしまったんじゃないかとか、当該の取締役自身が住民票記載どおりに住んでいないんじゃないかと、

そういう疑念があったんですけれども、それは市長が先ほど調べるといふ話だったんですけれども、何か調べがついたのかどうか、お答えいただきたいです。

はい。

○森川裕之財政課副課長 申し訳ございません。ちょっと私どももまだ情報をいただいておりますので、それに対してはお答えする用意がございません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 直接的にはこれに関わらないと思うので、この議案28号が先に採決やって、仮に否決されたら、この債務負担行為の設定する必要は直ちにはなくなりますよね。

○森川裕之財政課副課長 そのとおりでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） その場合というのはどうなるんですか。

はい。

○森川裕之財政課副課長 基本的には債務負担と一緒に32号議案としてご承認いただけるようであれば、債務負担の設定はされるわけなんですけれども、これはもう支出する先というか、契約元がございませんので、ちょっと実行予算にはならない。凍結という形になるかと思っております。ただ、新年度予算に200万円の委託費を計上してございます。これが自前で運営するという形になりますので、この200万円の中から当面、管理のほうを使わせていただくとか、そういったふうになるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

委員の皆さん、何か言い残したこと等々ございますか。大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退席なさって結構でございます。

（財政課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号 大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私は一般職員の給与削減自体についても反対したので、これも同様に、それに連なるものとして反対したいと思うんですが、特に会計年度任用職員というのは、今年度初めて設置された職員で、しかも単年度任用、今年度限りで来年は基本的には任用は、改めて任用されれば任用なんですけれども、今年度限りで、言ってみれば初めて臨時、非常勤職員にボーナスが出ることが出た初年度に削減されるということで、これは今後の臨時職員、非常勤という言葉はないのかも分からないけれども、に対する処遇の問題という点からいっても、これは賛成できません。

以上です。

○委員長(黒須俊隆委員長) ほかに意見、討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第26号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成多数。

よって、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長(黒須俊隆委員長) 続きまして、議案第29号 山武郡市広域行政組合規約の変更

に関する協議について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) ないようですので、それでは、議案第29号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第32号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) ないようですので、協議事項とその他を終了したいと思います。

事務局から何かございますか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○副委員長(田辺正弘副委員長) 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 3時11分)